

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
一部改正を求める意見書

昨今、医療現場とりわけ精神医療の現場において、患者に対する虐待や性的虐待などの事案が数多く報道されている。

これを受けて、第210回国会（令和4年臨時会）において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）の改正により精神科病院内での虐待に対して通報義務を課し、また内部告発者に対して解雇等の不利益が生じることが禁じられることとなった。

一方、精神保健福祉法は精神科病院を対象とするものであり、精神科（心療内科）診療所（クリニック）における患者虐待はその対象にはなっていない。令和4年4月には東京都新宿区の精神科クリニック「東京クリニック」の院長が女性患者に「向精神薬をあげる」などと自宅に呼び入れ性的暴行に及んだことを皮切りに以降5回も同種の事件の被疑者として逮捕されているなど、ここ数年、精神科（心療内科）診療所における患者への虐待による逮捕者が出ている。しかし、これらはもっぱら患者や家族など外部の通報や被害届により明らかになったものであり、医師本人あるいは診療所関係者による内部通報によるものではない。今回の精神保健福祉法の改正ではこうした事件の抑止力とはならず、また事件の発見を遅らせ次なる犠牲者を出す可能性を孕んでいると言わざるを得ない。

更に精神保健福祉法では通報先を都道府県に限定しており、最も身近な存在である市町村を通報先としていない。これは通報促進や即応体制の整備の観点から不十分である。

かかる問題を踏まえ、今回の精神保健福祉法改正に当たり附帯決議には「障害者虐待防止法（障害者の養護者に対する支援等に関する法律）における病院での虐待防止の報告を確保するための更なる取り組みについて検討すること」という文言が盛り込まれている。国会及び政府は、障害者の虐待防止に向けた取組を更に推進するとともにこの附帯決議に則り障害者虐待防止法を改正し、現在、①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者に課せられている虐待発生時の通報義務を「医療機関・医療機関従事者」にも課すよう改正することが適切である。これにより虐待通報義務は精神科病院に限定されず、また通報先として都道府県のみならず、身近な市町村も加わることで初期対応等も迅速に行うことを可能とする。

以上、地方自治法99条に基づき、本意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

館山市議会